

1. 担い手の確保・育成関係

社会保険未加入業者の建設業許可・更新 を認めない仕組みの検討について

建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

当審議会では、平成23年9月に社会資本整備審議会産業分科会建設部会と合同の基本問題小委員会を設置し、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための審議を行い、平成24年1月に中間とりまとめが行われたところである。

今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、**必要な推進体制を速やかに構築**し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、社会保険担当部局との連携を図りつつ、**建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報**等の必要な措置を講じる必要がある。また、建設企業・団体においても、下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組を講じる必要がある。

また、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、**専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進める**とともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、**個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底**し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組を行うべきである。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険

(医療保険と年金保険については個人で加入)

医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

□ : 個人で加入

「適切な保険」を確認するためのフローチャート

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意点

【従事する作業の内容】

ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

【労働者か使用者か】

「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】

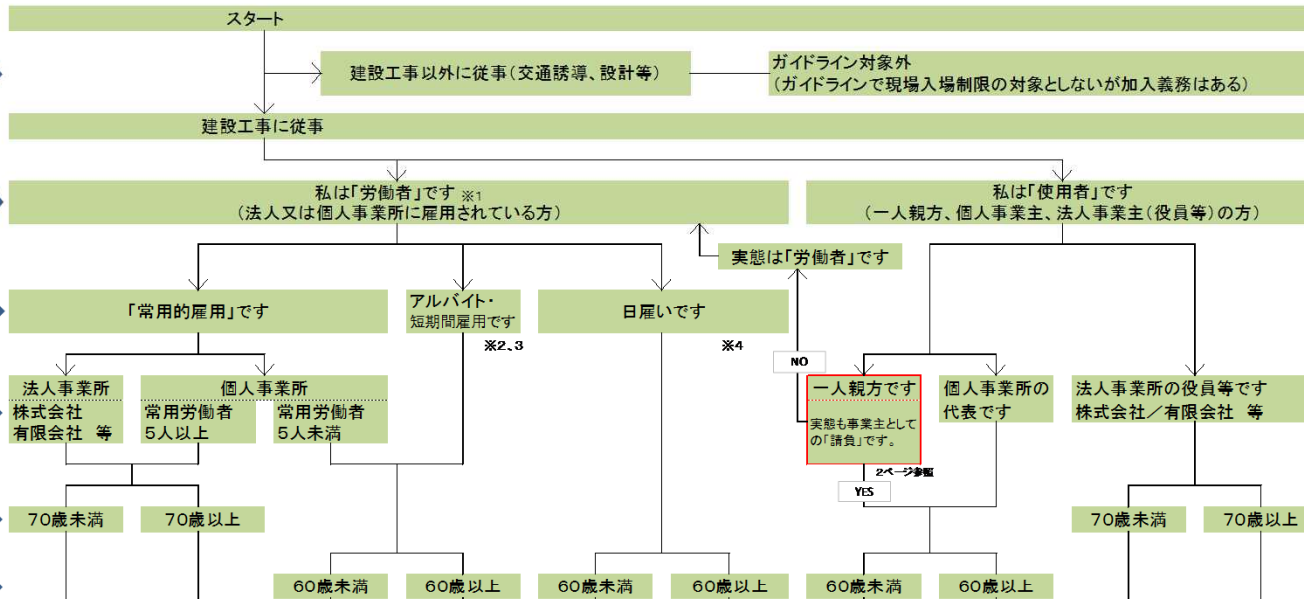
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。一人親方の場合、実態としても「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】

「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】

厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。70歳以上は適用除外です。健康保険は75歳以上で後期高齢者医療(適用除外)となります。国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。



保険の種類	加入によるメリット	A		B		C		D		E		F		G		H		I		J	
		雇用保険	協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設関係等) ※6	厚生年金	適用除外	(雇用保険) ※5	国民健康保険 国民健康保険組合 (建設関係等)	国民年金	適用除外	日雇雇用保険	国民健康保険 又は 日雇特例被保険者	国民年金	適用除外	国民健康保険 国民健康保険組合 (建設関係等)	協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設関係等) ※6	国民年金	適用除外	厚生年金	適用除外	国民年金	適用除外
労働保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
社会保険	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給条件が手厚くなっている。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。
適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導
下請：自社の労働者を加入させる

(参考)	労災保険	業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。	元請が一括して加入(現場労災)										特別加入			
------	------	--------------------------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。
 ※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
 ※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
 ※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。
 ※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
 ※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。
 ※7 これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

*ガイドライン...「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの ■ 個人で加入するもの

中央建設業審議会 「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5～)
 - ・ 建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・ **実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
 - ・ 目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7～)
 - ・ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11～)
 - ・ 許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・ 立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・ 指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- **国土交通省直轄工事における対策の実施** (H26.8～段階的に実施)
 - ・ 二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・ 二次以下の未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- **地方公共団体発注の工事における対策の実施**
 - ・ 加入企業への限定を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- **下請指導ガイドライン(課長通知)の制定** (H24.11～)
 - ・ 元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・ 遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4～)
 - ・ 事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用**
 - ・ 各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・ 建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・ 研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

6. 相談体制の充実

- **相談体制の充実**
 - ・ 都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

1. 追加的な対策の実施

○ 5年間の社会保険未加入対策の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じる

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- ・ 地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組の推進
→ 都道府県監理課長等会議(平成29年5月29日)、ブロック監理課長等会議(同年6月)等において対策の推進を要請
- ・ 地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況をフォローアップ → 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(入契調査)を平成29年8月に発出済
- ・ 公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定 → 中建審(平成29年7月25日)にて約款改正について了承

② 民間発注工事における対策

- ・ 標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加 → 中建審(平成29年7月25日)にて約款改正について了承
- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用 → 建設業関係団体等に対し、誓約書の活用等呼びかけ(平成30年1月26日付事務連絡)

⑤ 周知・啓発等の充実

- ・ 社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット・マニュアル等の充実
- ・ 一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合についての確認項目の整理

③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
→ 建設業許可部局と厚生労働省との合同調査を実施(平成29年12月1日)
- ・ 企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況の「見える化」の実施
→ 平成29年度内に大臣許可業者の加入状況を国土交通省HPに掲載予定
- ・ 経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化
→ 中建審(平成29年7月25日)にて了承、平成30年4月1日施行予定

④ 地域における優良な取組の推進

- ・ 都道府県ごとに、地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を定着させる
→ 愛知県地域会議(平成29年7月20日)、埼玉県地域会議(同年11月20日)、宮城県地域会議(平成30年2月6日)、大阪府地域会議(同年2月14日)、福岡県地域会議(同年2月15日)、北海道地域会議(同年2月20日)、広島県地域会議(同年2月26日)、香川県地域会議(同年3月1日)を開催

→ 建設業関係団体に対し、「適切な保険」を確認するためのフローチャート等の活用を呼びかけ(平成30年1月26日付事務連絡)

2. 実態の把握

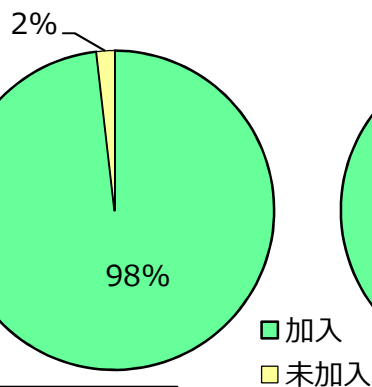
○ 社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する → 実態調査を実施し、結果を公表(平成30年1月15日)

社会保険加入状況調査結果について

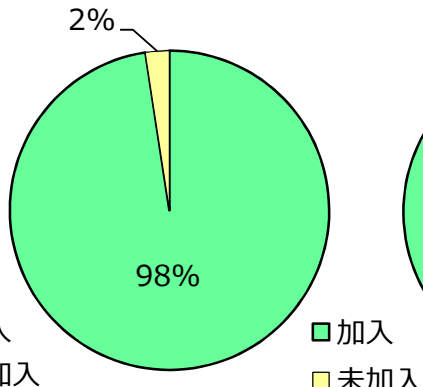
- 公共事業労務費調査（平成29年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**健康保険では98%** [対前年度比+0.5%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.4%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では91%** [対前年度比+7.1%]、**健康保険では89%** [対前年度比+8.3%]、**厚生年金保険では86%** [対前年度比+8.3%] となっています。

企業別

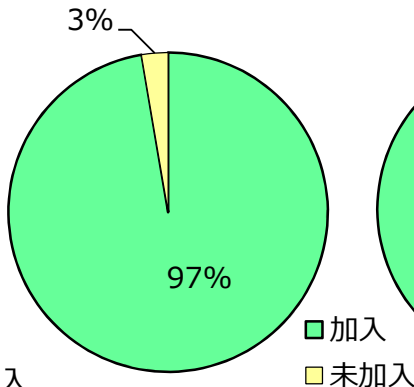
<雇用保険>



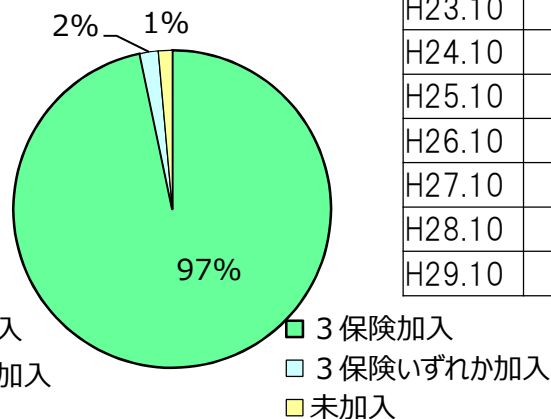
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

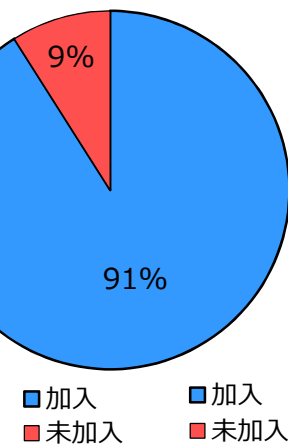


企業別・3保険別加入割合の推移

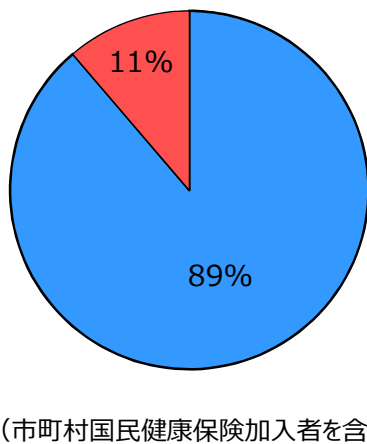
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%

労働者別

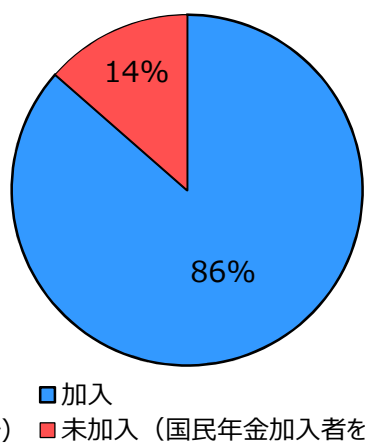
<雇用保険>



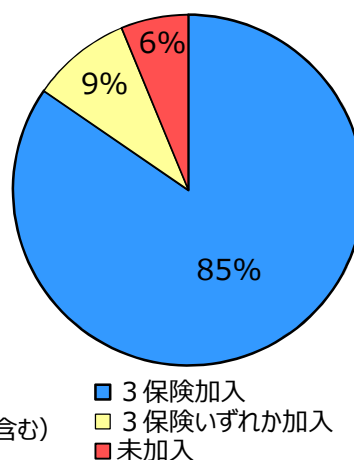
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%
H29.10	91%	89%	86%	85%

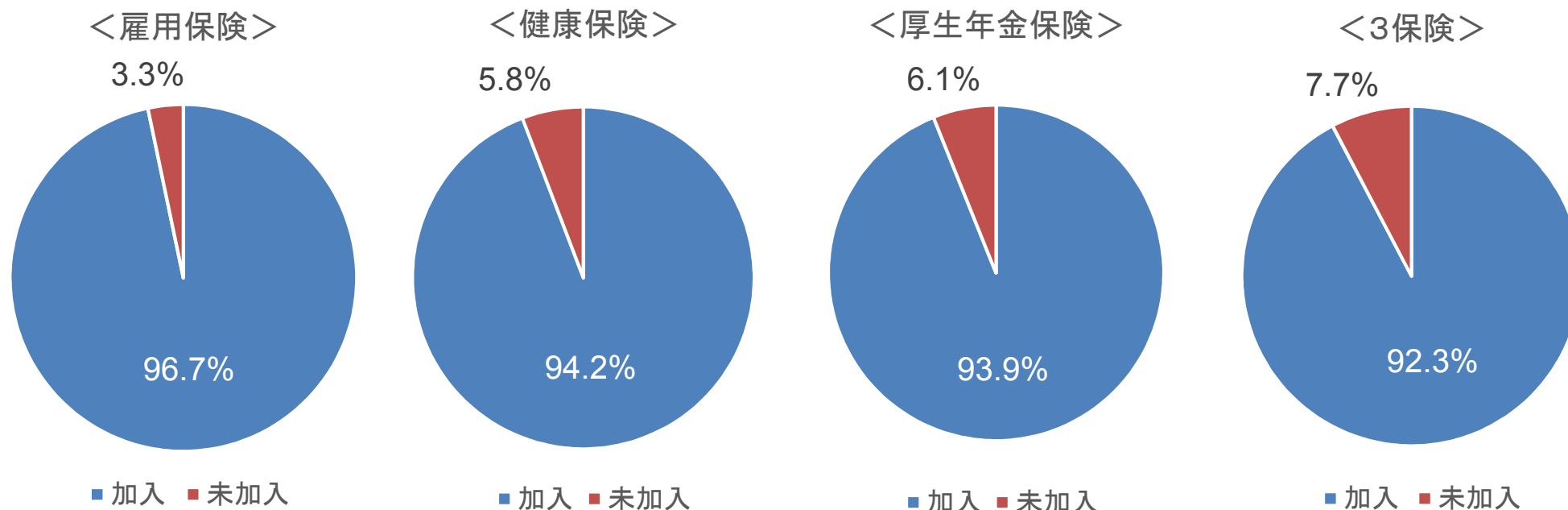
※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含まれている。

○ 許可処理システムの情報により集計（平成30年2月28日現在）

- ・ 加入率は、**雇用保険では96.7%**、**健康保険では94.2%**、**厚生年金保険では93.9%**、**3保険では92.3%**（※）。

※建設業者の一般的な情報については許可処理システムにて管理しており、そのうち社会保険の加入状況の許可処理システムへの入力率は平成30年2月28日現在で約92%である。このシステムへの入力率を100%に補正した場合の加入率を提示。

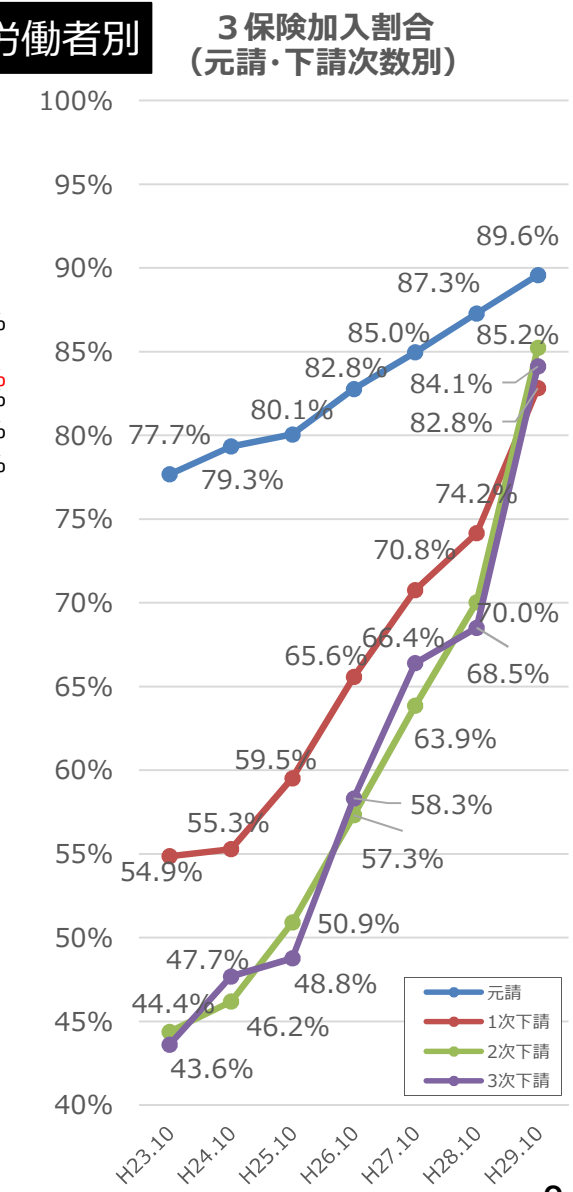
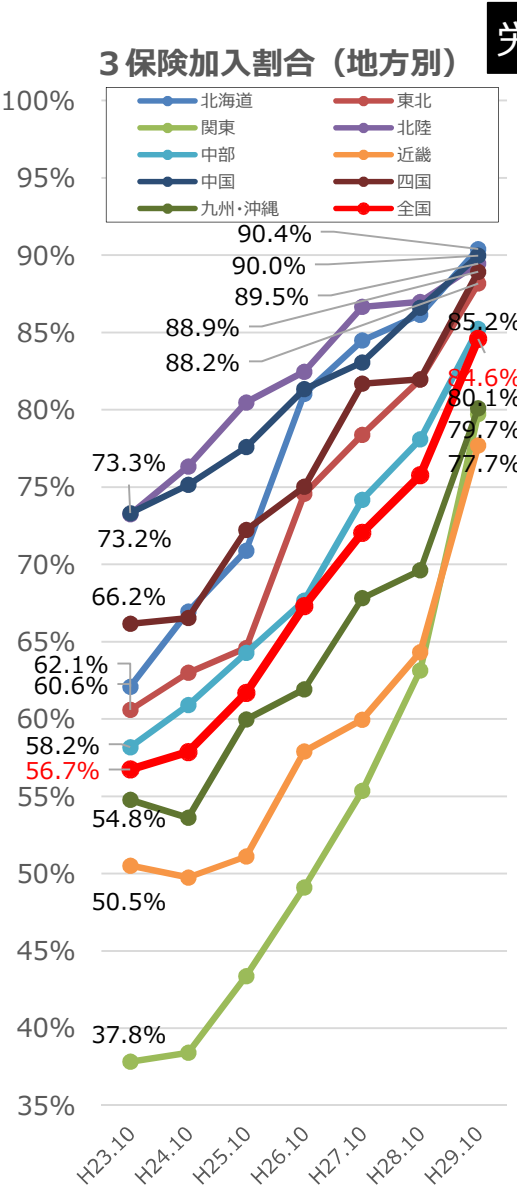
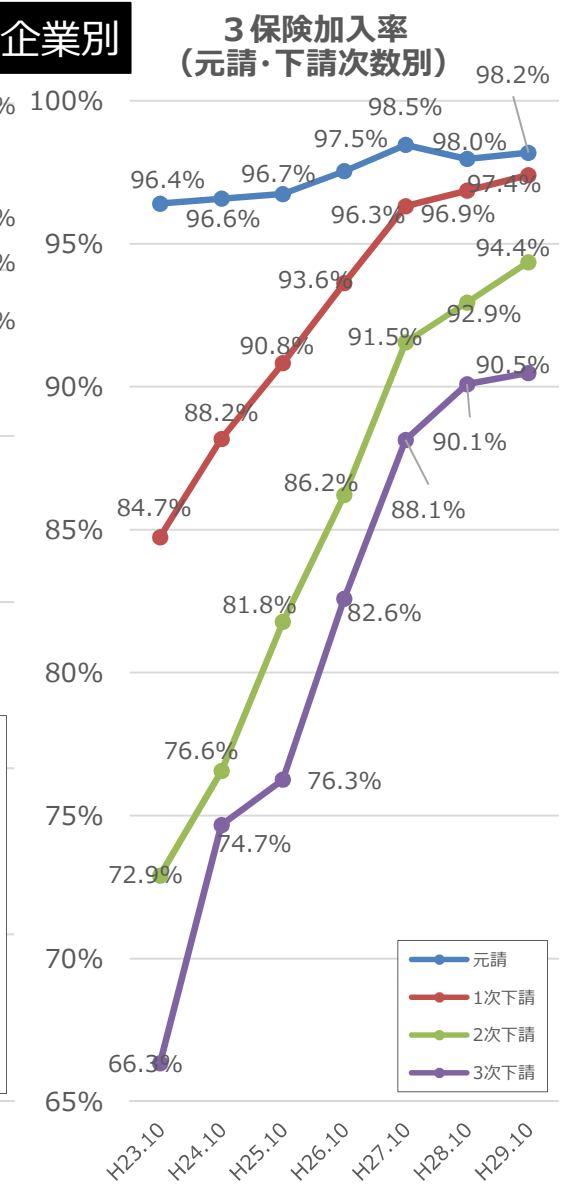
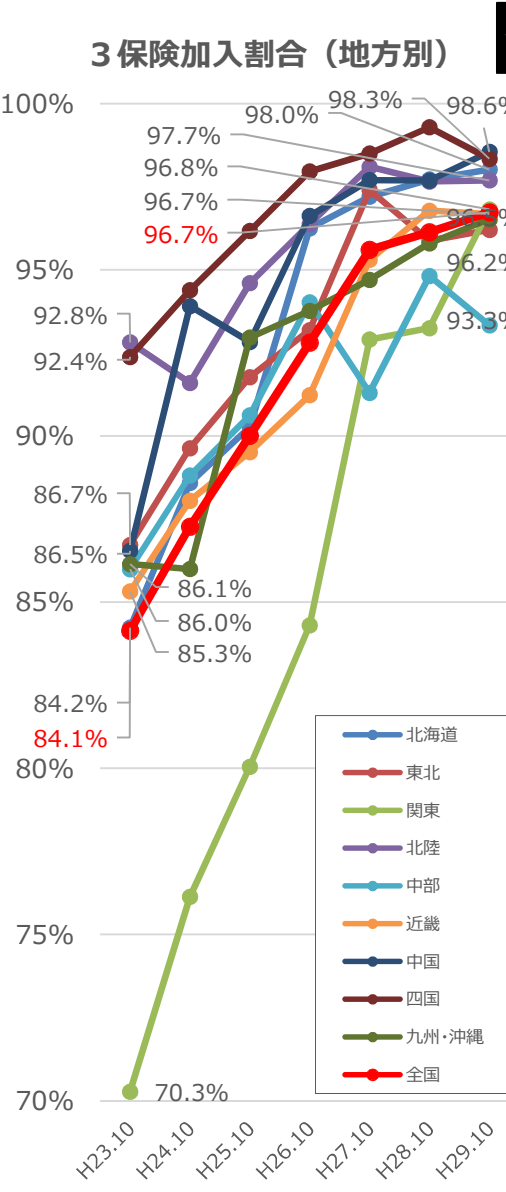
- ・ 未加入の建設業者については厚生労働省へ通報。通報後の加入状況については、順次厚生労働省から回報されている（厚生労働省の指導等により加入に至った場合、加入率は上昇することとなる）。



※円グラフの数値は、平成30年2月28日時点の入力状況をもとに算出した推計値

社会保険加入状況の推移(地方別、元請・下請次数別)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査、平成29年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあり、地方別及び次数別においても加入割合の差が縮まっています。



<目的>

本年度(平成29年度)が社会保険加入対策の目標年次であることを踏まえ、社会保険の加入や賃金の支払い状況について実態を把握し、更なる取組を検討するための基礎資料とする。

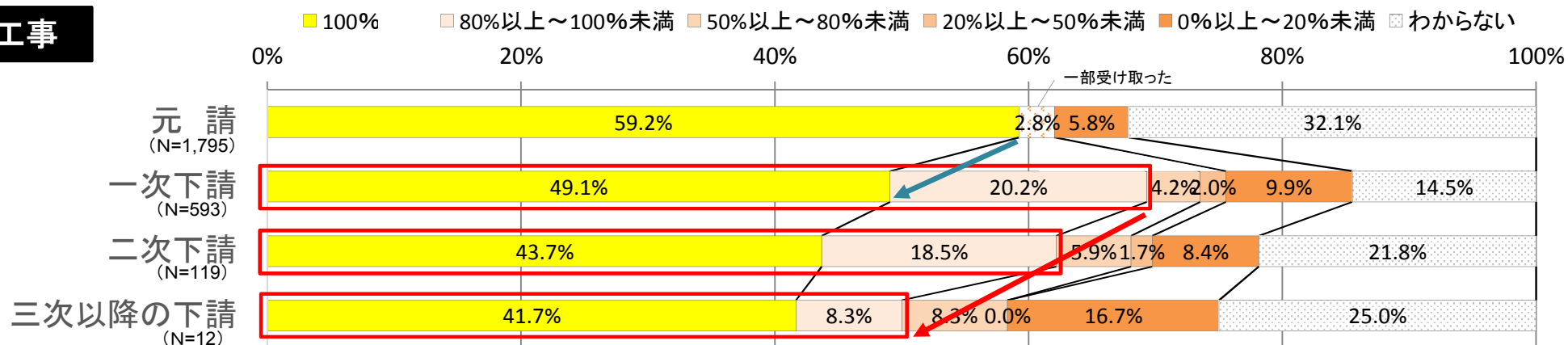
<調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から28,000者を無作為に抽出
2. 有効回答 6,888者
3. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
4. 調査項目
 - (1)企業の概要
企業の規模、許可業種、主な次数、主な発注者(公共・民間)、本社所在地
 - (2)社会保険の加入状況
企業ベースの加入状況、直近の一現場に従事した技能労働者の加入状況
 - (3)賃金の支払い状況
直近の一現場に従事した技能労働者に支払った賃金額、賃金額改定の有無、改定率
 - (4)法定福利費の支払い状況等
直近の一現場における見積書の活用状況、
見積額と受取額の差(見積書に内訳明示した法定福利費の何%を受け取ったのか)※現場については、元・下／次数／公共・民間／規模／地域といった属性も調査
5. 調査時期 9月末～11月中旬

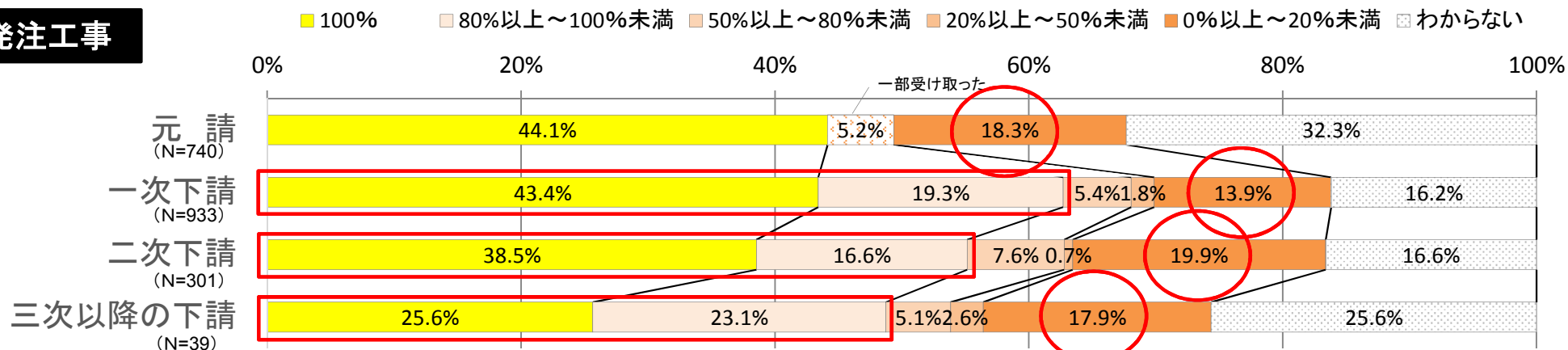
法定福利費の受取状況

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費をどの程度受け取ることができたかについて質問。
- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を80%以上受け取れた工事の割合が減少。
(一次:約6~7割の工事で確保 → 三次以下:約5割の工事で確保)

公共工事



民間発注工事



※下請の回答と比較するため、元請に対する設問の選択肢について、以下のとおり分類してグラフを作成している。

【調査の選択肢】	【分類】
全額受け取った	→ 100%
一部受け取った	→ 20%以上~100%未満
全く受け取っていない	→ 0%以上~20%未満

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～ (平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

IV 今後の建設産業政策

2. 具体的な建設産業政策

(1) 業界内外の連携による働き方改革

① 建設産業で働く人の処遇を改善する

・ 社会保険の加入促進等の対策の強化

－ 法定福利費相当額を含む適正な請負代金額で契約を締結する責務の明確化

・ 一人親方への対応

－ 業務中の災害の的確な把握、安全衛生に関する知識習得等の支援、労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進への支援を実施

－ 適切な社会保険への加入促進を通じた雇用と請負の明確化

⑤ 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する

・ 働き方に関する評価の拡充

(略)

－ 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

・ 許可に際しての労働者福祉の観点の強化

－ 労働者福祉の状況(社会保険加入等)を許可要件や許可の条件とすることを含め、許可に際しての取扱いを強化

- 平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇。
- 一方、未だ社会保険に加入していない企業が存在。引き続き、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保と公平な競争環境の構築に向け、社会保険加入を促進する取組が必要。
- 平成30年度以降2年間において、以下の方向性に基づき、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施。

1. 地域における優良な取組事例の共有

- 社会保険加入推進地域会議の全国展開
 - ・地域の建設業者が参加し、事例共有や行動基準の採択を行う「社会保険加入推進地域会議」を全国展開
 - ・会議に参加した事業者に対し、ステッカー等を配布し、対外的なPRを支援

2. 加入対策の更なる合理化・適正化

- 建設キャリアアップシステムの活用
 - ・システムの導入により、一人親方も含め技能者の加入状況等の簡易な把握が可能となることから、システムの活用方法等について関係者間で検討
 - ・平成30年秋以降、システム活用の取組を試行
- 未加入企業の更なる「見える化」
 - ・現場に掲示する施工体系図において未加入企業を「見える化」

3. 未加入企業への対策の強化

- 建設業許可業者からの未加入企業の排除
 - ・未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとすべく、建設業法改正を検討
- 民間工事や地方公共団体工事における対策強化
 - ・民間発注者への周知など誓約書の活用促進と民間約款の改正(加入企業に限定する規定を創設)の検討
 - ・地方公共団体工事における対策強化の更なる要請

4. 法定福利費の確保の取組の強化

- 実態調査を踏まえ、法定福利費を下請まで行き渡らせるための施策の検討・実施
- 立入検査の継続
 - ・標準見積書の活用や法定福利費の支払状況の確認

5. 継続的な実態把握

- 社会保険の加入や法定福利費・賃金の支払い状況について、引き続き実態調査を実施

6. その他

- 従業員が4人以下の個人事業所や一人親方など、法令上加入義務のない者への対応策について検討

建設業法の概要（昭和24年5月24日公布）

目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化 等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

29業種

（土木工事業・建築工事業等）

許可の種類

特定建設業許可
（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事）

一般建設業許可
（特定建設業以外）

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置
（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合）

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務
（例：施工体制台帳の作成（4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合））
- ・公正な請負契約の締結義務
- ・請負契約の書面締結義務

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査
（公共工事の元請になろうとする建設業者）

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

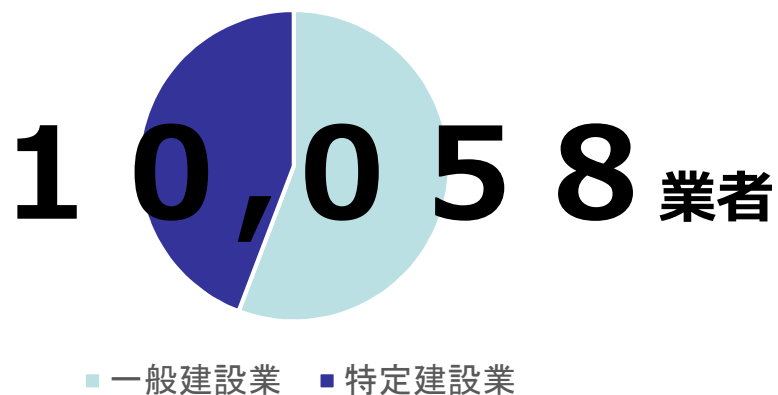
※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

建設業許可事業者数

国土交通大臣 許可業者数

都道府県知事 許可業者数



平成29年3月末時点

うち個人事業主 **6** 業者

うち個人事業主 **81,892** 業者

○ 建設業法における許可制度の要件は以下4点から構成される。

(1) 経営の安定性

① 経営能力(経営業務管理責任者)

…建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件

② 財産的基礎(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

…建設業の営業を行うには、資材の購入、労働者の募集、機械器具又は仮設機材の購入等工事の着工のためにかなりの準備資金を必要とするところ、適切な営業活動を行い、建設工事の適正な施工を確保するためには、営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要との観点から課せられている要件

(2) 技術力

③ 業種ごとの技術力(営業所専任技術者)

…建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている要件

(3) 適格性

④ 誠実性(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

…建設業の営業は注文生産であるためその取引の開始から終了までに長い期日を要すること、前払などによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであり、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできないことから課せられている要件

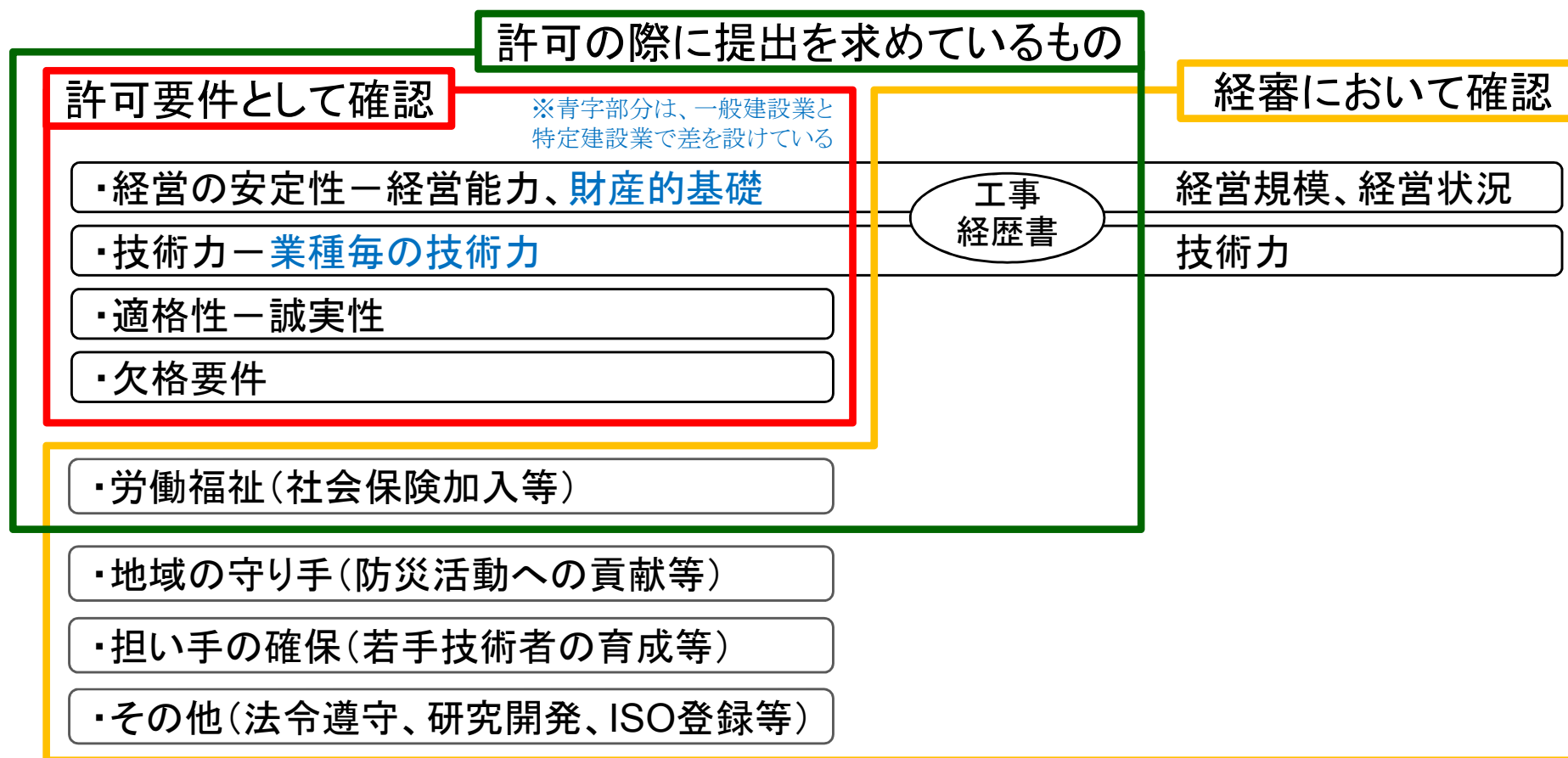
※このほか、法第8条において、暴力団排除等の欠格要件あり

建設業許可の現行の欠格要件

○建設業法第8条において、許可に係る欠格要件を規定している。

- ① 成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ないもの
- ② 建設業許可の取消しの日から5年を経過しない者
- ③ 許可の取消しの処分に係る通知があった日から、当該処分があった日までの間に廃業届出をした者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ④ ③に規定する期間内に廃業届出があった場合において、許可取消処分の通知の前60日以内に法人の役員、使用人等であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ⑤ 営業停止の期間が経過しない者
- ⑥ 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定(※)、暴力団対策法に違反したことにより、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
※政令において、建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、**労働基準法**、**職業安定法**、**労働者派遣法**を規定
- ⑨ 暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)
- ⑩ 未成年者で、その法定代理人が①～⑨又は⑪のいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人で、その役員等又は政令で定める使用人のうちに、①～④、⑥～⑨のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑫ 個人で、政令で定める使用人のうちに、①～④又は⑥～⑨のいずれかに該当する者のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 建設業法においては、不良不適格業者の参入を排除する観点から、許可制度により参入要件（経営能力、財産的基礎、業種毎の技術力、誠実性、欠格要件）を課している。
 また、許可制度に加え、許可における観点の上乗せ（会社の経営規模や経営状況、技術力）や、労働福祉や地域の守り手、担い手の確保については、経審においても確認がなされている。



（注） 許可申請の際に提出された資料は、一部個人情報が含まれるもの等を除き、閲覧可能。また、経審で確認されている項目は情報開示がなされている。

建設業許可に係る申請書類について

建設業許可の申請にあたっては、許可要件の審査や公衆の閲覧に供し注文者による適切な事業者選定の利便等に供する観点から、建設業法施行規則において、必要な申請書類を規定している。

【申請書類】 ※（ ）内は様式番号。【 】内は許可基準・欠格要件に係る関係条文。

<許可要件の審査に係るもの>

- 建設業許可申請書（第1号）【§7③、§8】
- 役員等一覧表（第1号別紙1）【§7③、§8】
- 営業所一覧表（第1号別紙2）【§7②】
- 収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄（第1号別紙3）【§10】
- 専任技術者一覧表（第1号別紙4）【§7②】
- 誓約書（第6号）【§8】
- 経營業務の管理責任者証明書（第7号）【§7①】
- 経營業務の管理責任者の略歴書（第7号別紙）【§7①】
- 登記事項証明書【§8】
- 市区町村の長の証明書【§8】
- 専任技術者証明書（第8号）【§7②】
- 実務経験証明書（第9号）、指導監督的実務経験証明書（第10号）
卒業証明書、資格証明書等【§7②】
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（第11号）【§7③、§8】
- 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（第12号）【§7③、§8】
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所
、生年月日等に関する調書（第13号）【§7③、§8】
- 株主（出資者）調書（第14号）【§7③、§8】
- 貸借対照表（第15号、第18号）【§7④】
- 損益計算書・完成工事原価報告書（第16号、第19号）【§7④】
- 株主資本等変動計算書（第17号）【§7④】
- 注記表（第17号の2）【§7④】
- 附属明細表（第17号の3）【§7④】
- 商業登記簿謄本【§7③、§8】

<許可要件の審査に係るもの以外> ※公衆の閲覧の用に供する等の目的により提出させている

- 工事経歴書（第2号）
- 直前3年の各事業年度における工事施工金額（第3号）
- 使用人数（第4号）
- 国家資格者等・監理技術者一覧表（第11号の2）
- 定款
- 営業の沿革（第20号）
- 所属建設業者団体（第20号の2）
- 納税証明書
- 健康保険等の加入状況（第20号の3）
- 主要取引金融機関名（第20号の4）

(参考)健康保険等の加入状況(第20号の3)

様式第二十号の三 (第四条、第十条関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請者
 届出者 _____ 印

許可年月日

許 可 番 号 国土交通大臣 許可 (般 -) 第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
知事 特

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
	(人)				健康保険	
	(人)				厚生年金保険	
	(人)				雇用保険	
合計	(人)					

(参考)許可における事務手続き①


○建設業の許可・更新に際して、健康保険等の加入状況(第20号の3)の提出を求めるとともに、健康保険・厚生年金の領収証書並びに労働保険申告書及び領収済通知書を提出させ、その事業所整理番号等をチェックすることで、社会保険等の加入状況を確認している。

※運用上は保険担当部局への通報にとどまっております許可の要件とはしていません。

納入告知書 納付書・領収証書

国庫金
厚生保険

年度	年金特別会計	厚生労働省所管	取扱庁番号	取扱庁名
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text" value="6118"/>	<input type="text" value="00063140"/>	<input type="text" value="厚生労働省年金局(函館)"/>



納付目的年月
平成 年 月分

納付期限
平成 年 月 日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	児童手当及び子ども手当勘定 児童手当拠出金
円	円	円

右記のとおり納付してください。

平成 年 月 日

事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/>

合計額							
千	百	十	百	十	千	百	十
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

取納隣り番号	納付番号	確認番号
<input type="text" value="00500"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
函館年金事務所

延滞金の 期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。

計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第91条、厚生年金保険法第141条、同法附則第17条の14、児童手当法第22条)
非滞の元当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てます。

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

上記の合計額を領収しました。
(領収日付印)

様

(納付者渡し)

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)機能のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

(参考)許可における事務手続き②

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

労働健康投資費法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種別 32700

標準事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

提出用

平成 年 月 日

あて先 〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎

北海道労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

区分	⑩ 算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	⑪ 保険料・拠出金算定基礎額	⑫ 保険料率	⑬ 確定保険料・一般拠出金額 (⑪×⑫)
労働保険料	(イ)	⑪	(イ)	⑬
雇用保険料	(イ)	⑪	(イ)	⑬
雇用保険法適用者分	(イ)	⑪	(イ)	⑬
高年齢	(イ)	⑪	(イ)	⑬
保険料算定対象者分	(イ)	⑪	(イ)	⑬
一般拠出金 (注1)	(イ)	⑪	(イ)	⑬

区分	⑭ 算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	⑮ 保険料率	⑯ 概算・増加概算保険料額 (⑭×⑮)
労働保険料	(イ)	(イ)	⑯
雇用保険料	(イ)	(イ)	⑯
雇用保険法適用者分	(イ)	(イ)	⑯
高年齢	(イ)	(イ)	⑯
保険料算定対象者分	(イ)	(イ)	⑯

⑰ 申告済概算保険料額

⑱ 申告済概算保険料額

⑲ 差引額 完当額 (イ) 不足額 (ロ)

⑳ 追加概算保険料額 (ロ)

㉑ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (イ) 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉒ (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉓ (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (イ) 法人の代表者 (ロ) 代表者の氏名

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

取扱庁番号 30840 青森労働局 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118

平成 年 月 日

都道府県庁舎 管轄 基幹番号 枝番号

納付の目的

1. 平成 年 度 概算 期

2. 追加概算... 1 全期(1初期) 2 2期 3 3期 4 期(翌年度第1期)

3. 平成 年 度 確定 期

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

取扱庁番号 30820 青森労働局 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118

平成 年 月 日

都道府県庁舎 管轄 基幹番号 枝番号

納付の目的

1. 平成 年 度 概算 期

2. 追加概算... 1 全期(1初期) 2 2期 3 3期 4 期(翌年度第1期)

3. 平成 年 度 確定 期

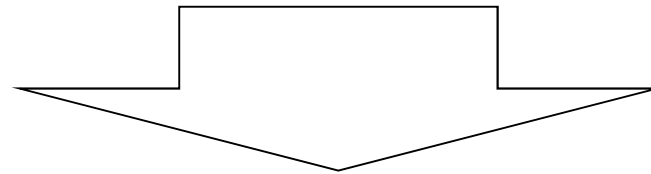
納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

他法令での社会保険の取り扱い

○許可要件に社会保険の加入が義務づけられている例

- －道路運送法（一般乗合旅客自動車運送業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシーを除く））
- －貨物自動車運送事業法（貨物自動車運送事業）



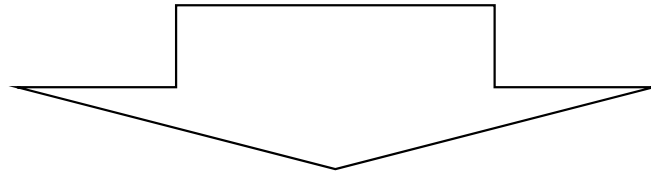
道路運送法、貨物自動車運送事業法それぞれにおいて、「事業を自らの確に遂行する能力を有するものであること」が規定されているところ、各地方運輸局から公示されている許可申請の処理方針において、許可の審査項目として社会保険への加入が定められている。

- <例>
- 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について(平成15年2月28日関東運輸局公示)(抄)
- I. 一般貨物自動車運送事業の許可申請
8. 法令遵守
- (1) (略)
- (2) 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法(以下「社会保険等」という。)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。
- (3)・(4) (略)

他法令での社会保険の取り扱い

○許可の欠格事由に保険法による罰則を受けたものが含まれている例

- 一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
- 一 船員職業安定法
- 一 港湾労働法



健康保険法や厚生年金保険法等の罰金刑を受け5年を経過しない者を事業許可の欠格要件として規定

<例>

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)(昭和六十年法律第八十八号)

(労働者派遣事業の許可)

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2~5 (略)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 (略)

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百十四條第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二条、第三条の二若しくは第一百四十一条(同法第二条又は第三条の二の規定に係る部分に限る。)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第一項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者。

三~十二 (略)

検討の視点の例

- 現状においても、運用により社会保険未加入者への加入指導が行われているところではあるが、今回許可要件化する場合に留意すべき実務上の課題はあるか。
- 社会保険加入を逃れるため、建設業許可が不要な500万円未満の工事に流れる可能性もあるがどのように対応するか。
 - ・例えば、各発注者に対して、下請の建設企業も含め、社会保険加入者に限定するよう要請する 等
- 社会保険加入の前提となる、法定福利費相当分を含めた適正な請負金額での下請契約を推進するためにどのように対応するか。
- 許可要件の追加に当たって、他の現行の要件で検討すべきことはないか。
 - ・例えば、経營業務管理責任者、営業所専任技術者 等